

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 121 号 松江城・史料調査課	城山公園の管理に関する条例の一部 改正について	松江城天守の利用者に、適正かつ応分の負担を求 めるため、登閣料基準額を改定するもの。また、 効率的な運営のため、供用時間を改定するもの。 料金改定案件 ・市民割引の導入施設

備 考				
改正内容				
(1) 松江城天守の登閣料基準額を次のとおり増額するもの。				
区分		単位	改正後	改正前
個人	大人	1 人 1 回につき	800 円	680 円
	小人	〃	400 円	290 円
団体	大人	〃	640 円	540 円
	小人	〃	320 円	230 円
(2) 松江城天守の供用時間を次のとおり変更するもの。				
区分			改正後	改正前
4 月 1 日から 9 月 30 日まで			午前 8 時 30 分から 午後 6 時まで	午前 8 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで
施行期日				
令和 7 年 4 月 1 日				